

米軍 F 15 戦闘機からの部品落下事故に関する抗議声明

令和 2 年 8 月 4 日午前 10 時 30 分頃、嘉手納飛行場所属の F 15 戦闘機が長さ 17.8 センチメートル、重さ 3.6 キログラムの金属製部品を落下させる事故が発生した。米軍からの情報によると、落下場所は不明で、海上の場合は嘉手納飛行場から東南東約 100 キロメートル、陸上の場合には国道 58 号沿いと推定されるとしている。

今回の事故で人が人や物的な被害は確認されていないものの、航空機からの落下物は、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものである。さらに、原因の究明や十分な説明もないまま、同型機の運用を続けていることに強い怒りを禁じ得ない。

また、部品落下について沖縄防衛局から県に通報があったのは落下判明から約 10 時間後の午後 8 時 45 分頃であり、これまでも事故発生時における速やかな連絡・通報体制を求めていたにもかかわらず、今回も改善されないままである。

さらに、嘉手納飛行場では外来機のパパープ使用による地上騒音や悪臭の発生、危険物取扱施設火災による有毒ガスの発生及び地元自治体からの訓練中止要請を押し切ったパラシュート降下訓練の強行など、基地負担の軽減に逆行している状況にある。

米軍及び日米両政府においては、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求める。

記

- 1 事故の原因、経緯及び通報体制等を徹底的に検証し、速やかに県民に明らかにするとともに、具体的な再発防止策を講じること。
- 2 安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、同型機の飛行及び訓練を中止すること。
- 3 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

令和 2 年 8 月 13 日

沖縄県議会米軍基地関係特別委員会
委員長 照 屋 守 之